

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第四十七条第一項の規定に基づき、奈良県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う。

令和二年三月三十一日

宇陀市長 高見省次

一 管理を行う者

宇陀市

二 管理を行う県営住宅等の名称

奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）別表に掲げる榛原県営住宅及びその共同施設

三 管理の内容

施設の維持修繕に関する業務及び施設の保守管理に関する業務

四 管理を行う期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで